

競争参加者の資格に関する公示

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成し、支出負担行為担当官東京航空局長が発注する下記の工事における競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年8月28日

東京航空局長 大辻 統

◎調達機関番号020 ◎所在地番号13
東空契第473号

1 工事概要

(1) 工事件名

東京国際空港非常用機器保管庫新築工事
(電子入札対象案件)

(2) 工事内容

本工事は以下の施設の新築工事を実施するものである。

(施設規模) 鉄骨造 平屋建

建築面積 1,157.32 m² 延床面積:1,157.32 m² 高さ:7.341m

(工事内容) 建築工事:建築工事 一式、外構工事 一式

機械設備工事:機械設備工事 一式

電気設備工事:電気設備工事 一式

(3) 工事場所

東京都大田区羽田空港1丁目付近

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和9年1月15日まで

2 資格審査申請書の受付期間

本日より令和7年9月29日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）までの間の10時から12時及び13時から17時（最終日は16時）まで。なお、令和7年9月29日（休日を除く。）以降においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに当該共同企業体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書の交付場所

共同企業体としての資格を得ようとする者に以下の場所で競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を交付する。

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15
九段第二合同庁舎
東京航空局総務部契約課

TEL (03) 6880-1505

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。なお、提出場所は（1）に示す申請書の交付場所と同じ。

① 4（2）③に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し

② 4（6）により締結した特定建設工事共同企業体協定書の写し

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同企業体としての資格及びその審査

(1) 構成員の数

構成員の数は2又は3社とする。

(2) 組合せ及び構成員の資格要件

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

③ 東京航空局における「建築工事業」に係る令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であり、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した経営事項評価点数が、1,100点以上であること（なお、特定JVにより参加を希望する場合、代表者に係る点数が1,100点以上、代表者以外の構成員に係る点数が1,000点以上であること。）。

④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し、③の再認定を受けている者を除く。

⑤ 当該申請書の提出期限から開札日までの間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑥ 警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(3) 結成方法

自主結成とする。

(4) 出資比率

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。よって、割合は次のとおり。

・ 構成員が2社の場合 全ての構成員が出資比率30パーセント以上

・構成員が3社の場合 全ての構成員が出資比率20パーセント以上

(5) 代表者要件

代表者の要件は、次の各号の要件を満たすものとする。

- ① 構成員中最大の施工能力を有する者とする。
- ② 等級区分の異なる構成員により結成する場合は、最上位の等級区分に決定されている者とする。
- ③ 出資比率が、構成員中最大である者とする。

(6) 特定建設工事共同企業体の協定

特定建設工事共同企業体を結成するため締結する協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」によるものとする。

5 資格審査結果の通知

競争参加資格の審査の結果を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6 認定資格の有効期間

共同企業体における認定資格の有効期限は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 契約の相手方となった者

競争参加資格が認定されたときから、工事が完了するときまでとする。

(2) 契約の相手方とならなかった者

競争参加資格が認定されたときから、契約の相手方と契約を締結するときまでとする。

7 その他

(1) 共同企業体の名称は「東京国際空港非常用機器保管庫新築工事〇〇・▼▼特定建設工事共同企業体」とすること。

(2) 本公示における競争参加資格の審査申請をする共同企業体が、支出負担行為担当官東京航空局長が発注する東京国際空港非常用機器保管庫新築工事の入札公告に示されている競争参加資格の確認申請を受けるためには、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きしなければならない。

(3) 申請手続き等について不明な点があれば、3（1）の場所に照会すること。